

## 令和5年度町内認定こども園(保育部分)の入園申込受付が始まります

令和5年4月1日から町内の保育施設へ新規入園、または、継続入園を希望される方は、10月28日(金)から11月30日(木)までの期間に健康福祉課へお申し込みください。

### ○提出書類

- ◆支給認定(現況) 申請書兼保育施設利用申込書
- ◆勤務(内定) 証明書または、自営業等就労申込書(自営業・農業もしくは親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、民生委員の証明が必要です。)
- ◆児童の両親の分と、同一住所の祖父母(65歳未満の方)の分が必要となります。
- ◆家庭状況調査票
- ◆入所児童調査票
- ◆健診等確認票
- ◆入所申込みについての確認事項

- ◆同意事項及び誓約事項
- ◆その他事由によって必要となる書類

### ○お申し込み期間

10月28日(金)～11月30日(木)  
健康福祉課⑥番窓口にて受付  
(土、日、祝祭日を除く)

※11月19日(土)は、午前9時～午後5時まで休日受付を行います。

※町外の保育施設への入園を希望される場合、保育施設の所在地によって申込期日が異なりますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。

※入所決定は、先着順ではありません。

※お申し込みをされても、審査の結果、次の場合は入園が認められないことがあります。

- ・定員等を超えた場合
- ・未提出書類がある場合
- ・保育施設へ入園する基準に該当しない場合

※詳細は、町公式ホームページを確認してください。



### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006(直通)

## 納付済証明書(普通徴収分・年末調整用)を交付します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税や住民税の申告または、年末調整等で社会保険料控除と

して所得から差し引くことができます。

普通徴収(納付書または口座振替)で納付された方には、令和4年中の納付額を記載した「納付済証明書」を各担当課にて交付します。

なお、特別徴収(年金天引)分は含まれていませんので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納付額について、電話によるお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※納税義務者(被保険者)本人、同一世帯の方が来庁する場合以外は委任状が必要となります。

### ○交付場所

- ・国民健康保険税納付証明書 町民税務課 ③窓口
- ・後期高齢者医療保険料納付証明書 町民税務課 ③窓口
- ・介護保険料納付証明書 健康福祉課 ⑦窓口

### ○交付開始日

11月7日(月)～  
午前8時30分～午後5時15分  
(役場閉庁日を除く)

### ○確定申告用の発行時期については再度お知らせします。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966(直通)

健康福祉課 高齢者支援G  
☎(84)0006(直通)

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

### ○期間

11月18日(金)～11月24日(木)

### ○時間

午前8時30分～午後7時

※ただし、土曜日・日曜日及び祝日は午前10時から午後5時まで

### ○電話番号

☎0570(070)810

### ○相談員

人権擁護委員・法務局職員

### ○お問い合わせ

水戸地方法務局人権擁護課

☎029(227)9919